一管区水路通報第23号

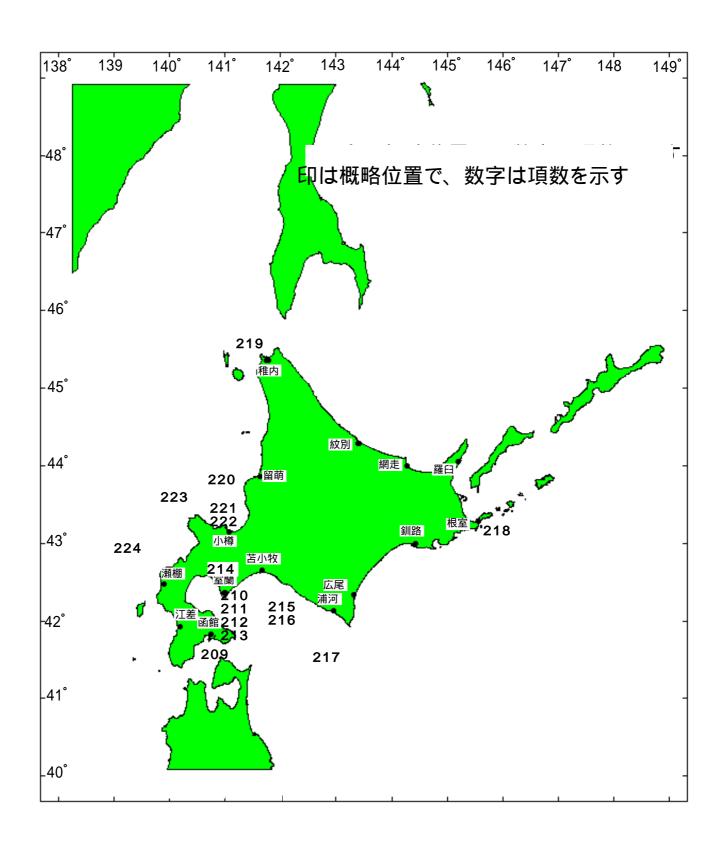
平成16年6月	月18日		第一管区海上保安本部
第209項	北海道南岸	函館港・・・・・・・・・	・浚渫作業
第210項	北海道南岸	室蘭港付近・・・・・・・・	・堀土砂陸揚作業等
第211項	北海道南岸	室蘭港・・・・・・・・・・	・小型船舶操縦訓練
第212項	北海道南岸	室蘭港・・・・・・・・・	・海上行事
第213項	北海道南岸	室蘭港・・・・・・・・・・	・ケーソン製作作業等
第214項	北海道南岸	チキウ岬北東方・・・・・・	・測量作業
第215項	北海道南岸	苫小牧港南方・・・・・・・	・救難訓練
第216項	北海道南岸	苫小牧港南方・・・・・・・	・海洋調査中止
第217項	北海道南岸	襟裳岬南西方・・・・・・・	・射撃訓練
第218項	北海道南岸	花咲港・・・・・・・・・	・護岸築造工事等
第219項	北海道西岸	稚内港・・・・・・・・・・	・小型船舶操縦訓練
第220項	北海道西岸	石狩湾・・・・・・・・・・	・魚礁設置作業
第221項	北海道西岸	石狩湾港北東方・・・・・・・	・水路測量
第222項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・	・標識灯点検作業
第223項	北海道西岸	石狩湾北方・・・・・・・・	・救難訓練
第224項	北海道西岸	岩内港西方・・・・・・・・	・救難訓練
第225項			・船舶気象通報
第226項			
お知らせ			・船舶保安情報の通報について
	≐⊐ ata dha #± ! — +	6字のおいりは中は #用別はを	WOC 04) In トフはマナ

記事中、特に指定のない経緯度は、世界測地系(WGS-84)による値です。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係 〒047-8560 小樽市港町 5番3号小樽港湾合同庁舎(5階) TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301 メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索 引 図



16年209項 北海道南岸 - 函館港 浚渫

下図に示す区域で、浚渫船等による維持浚渫作業が実施される。

期 間 平成16年6月28日~7月20まで

区 域 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域 万台ふ頭北側岸壁維持浚渫

(1) 41-47-17.0N 140-43-27.0E

(2) 41-47-48.6N 140-43-27.1E

(3) 41-47-18.4N 140-43-36.2E

(4) 41-47-16.8N 140-43-36.2E

万台ふ頭南側岸壁維持浚渫

(5) 41-47-11.0N 140-43-26.5E

(6) 41-47-09.3N 140-43-26.4E

(7) 41-47-09.1N 140-43-35.5E

(8) 41-47-10.8N 140-43-35.6E

海 図 W6

出 所 函館海上保安部航行援助センター



備の反

16年210項

北海道南岸 - 室蘭港付近 堀土砂陸揚作業等

下図に示す地点で、起重機船による床堀土砂陸揚及び捨石積込作業が実施されている。

期 間 平成17年3月15日までの日出~日没

海 図 W16、W17

備 考 伊達港整備工事に伴う作業

曳船による起重機船曳航

出 所 室蘭海上保安部航行援助センター



16年211項

北海道南岸 - 室蘭港、第3区 小型船舶操縦訓練

下図に示す区域で、実習船による小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成16年6月28日~7月6日の0900~日没

標 識 区域内に、浮標(3基~6基)を設置

海 図 W16

備 考 実習船

(1)0.5トン長さ約5m

(2)7.3トン長さ約11m

(3)水上オートバイ

出 所 室蘭海上保安部航行援助センター



16年212項

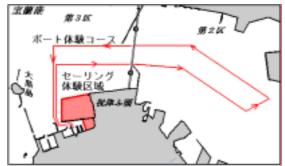
北海道南岸 - 室蘭港 海上行事

下図に示す区域で、ディンギーヨット乗船セーリング体験及びクルーザー乗船ボート体験が実施される。

期 日 平成16年7月3日の0900~1200、1300~1500

海 図 W16

出 所 室蘭海上保安部航行援助センター



2 3 号 -3- 2 3 号

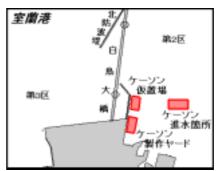
16年213項 北海道南岸 - 室蘭港、第2区 ケーソン製作作業等

下図に示す区域で、フローティングドック(7,000t)及び起重機船等によるケーソン製作、進水、仮置作業が実施されている。

期 間 平成16年12月22日までの日出~日没

海 図 W16

出 所 室蘭海上保安部航行援助センター



16年214項

北海道南岸 - チキウ岬北東方、鷺別埼付近 測量作業

下図に示す区域で、作業船による測量作業が実施される。

期 間 平成16年7月1日~31日の日出~日没(このうち2日間)

区 域 下記4地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域

(1) 42-21-44N 141-03-24E(岸線上)

(2) 42-21-20N 141-03-58E

(3) 42-20-56N 141-03-27E

(4) 42-21-05N 141-03-15E(岸線上)

海 図 W14

標 識 作業船は「白紅白」旗掲揚

出 所 室蘭土木現業所



16年215項

北海道南岸 - 苫小牧港南方 救難訓練

下図に示す区域で、自衛隊航空機による照明筒等を投下する救難訓練が実施される。

期 日 平成16年7月1日~9月30日の0800~2100

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

区 域 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

(1) 42-20-09N 141-19-46E

(2) 42-20-09N 141-59-46E

(3) 41-50-09N 141-59-46E

(4) 41-50-09N 141-19-46E

海 図 W1030

出 所 航空自衛隊千歳救難隊



16年216項

北海道南岸 - 苫小牧港南方 海洋調査中止

一管区水路通報第22号202項削除(海洋調査中止)

調査船「WESTERN TRIDEN号(8369t)」による苫小牧南方の地震探鉱調査作業は中止となった。

16年217項 北海道南岸 - 襟裳岬南西方 射撃訓約

下図に示す区域で、航空自衛隊による空対空射撃訓練及び空対水射撃訓練が実施される。

期 間 平成16年7月1日から8月31日までの日曜日及び祝日を除く毎日0800~1700

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 41-43-09N 142-59-46E

(2) 41-20-10N 142-59-46E

(3) 41-20-10N 142-07-47E

(4) 41-45-39N 142-05-17E

(5) 41-27-10N 142-42-46E

(6) 41-44-09N 142-57-46E

海 図 W43、W1030

出 所 防衛庁航空幕僚監部防衛部



北海道南岸 - 花咲港 護岸築造工事等 16年218項

下図に示す区域で、護岸工事、ケーソン仮置及び消波ブロック仮置作業が実施されている。

期間 平成17年1月31日までの日出~日没

区 域 護岸工事

下記7地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

- (1) 43-16-48.8N 145-34-30.9E
- (2) 43-16-53.7N 145-34-46.8E
- (3) 43-16-57.3N 145-34-44.7E
- (4) 43-16-57.1N 145-34-42.5E
- (5) 43-16-58.3N 145-34-42.3E
- (6) 43-16-57.5N 145-34-34.2E
- (7) 43-16-55.1N 145-34-27.6E

ケーソン仮置

下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

- (8) 43-16-46.7N 145-34-20.4E
- (9) 43-16-48.1N 145-34-19.5E
- (10) 43-16-44.0N 145-34-07.5E
- (11) 43-16-42.5N 145-34-08.4E

消波ブロック仮置

下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

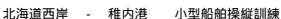
- (12) 43-16-05.9N 145-34-24.1E
- (13) 43-16-09.4N 145-34-23.8E
- (14) 43-16-09.1N 145-34-18.5E
- (15) 43-16-12.7N 145-34-18.0E

海 図 W24

16年219項

標識 区域を示す灯付浮標設置

出所 根室海上保安部



下図に示す区域で、小型船舶操縦実技講習が実施される。

期間 平成16年6月23日~7月5日 0830~1700(又は、日没)

区域 下記6地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

- (1) 45-24-46.2N 141-42-46.0E
- (2) 45-24-46.2N 141-43-03.0E
- (3) 45-24-23.5N 141-43-03.0E
- (4) 45-24-23.5N 141-41-58.7E
- (5) 45-24-35.8N 141-41-58.7E
- (6) 45-24-35.8N 141-42-46.0E

標 区域内に紅色浮標3基設置 識

海 図 W1041

16年220項

出 所 稚内港長

北海道西岸 - 石狩湾、愛冠岬西方 魚礁設置作業 下図に示す区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

內港

平成16年7月1~8月30日の日出~日没

海 図 W28

標識 作業区域中心に赤旗ボンデン設置、

東西南北の4箇所に黄色旗ボンデン設置

出所 小樽海上保安部



講習区域





權內港

16年221項 北海道西岸 - 石狩湾港北東方 水路測量

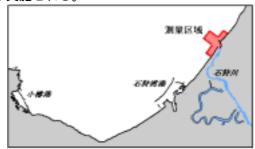
下図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 平成16年6月28日~7月30日

海 図 W28

標 識 作業船は白紅白旗掲揚 備 考 音響測深機による測量

出 所 北海道開発局石狩川開発建設部



16年222項 北海道西岸 - 石狩湾港 標識灯点検作業

下図の地点で、作業船及び潜水作業による灯付浮標及び標識灯の点検、部品交換作業が実施される。

期 間 平成16年6月21日~7月16日まで日出~日没(このうち1日)

海 図 W7

標 識 作業船は国際信号旗「A」掲揚

出 所 小樽海上保安部



16年223項 北海道西岸 - 石狩湾北方 救難訓練

下図に示す区域で、自衛隊航空機による照明筒等を投下する救難訓練が実施される。

期 日 平成16年7月1日~9月30日の0800~2100

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

区 域 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

(1) 44-00-08N 140-29-46E

(2) 44-00-08N 140-59-46E

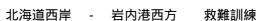
(3) 43-30-08N 140-59-46E

(4) 43-30-08N 140-29-46E

海 図 W41

16年224項

出 所 航空自衛隊千歳救難隊



下図に示す区域で、自衛隊航空機による照明筒等を投下する救難訓練が実施される。

期 日 平成16年7月1日~9月30日の0800~2100

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

区 域 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

(1) 43-00-09N 139-29-47E

(2) 43-00-09N 139-49-47E

(3) 42-45-09N 139-49-47E

(4) 42-45-09N 139-29-47E

海 図 W11

出 所 航空自衛隊千歳救難隊



16年225項 船舶気象通報業務一時業務休止等

下記のとおり焼尻島灯台の気象状況(風向、風速、気圧)の提供(船舶気象通報)が一時業務休止します。

期 日 平成16年6月29日の1300~1450

電話番号 テレフォンサービス番号 0164-49-2277(留萌海上保安部)、0134-23-1177(小樽海上保安部) ファクシミリサービス番号 0164-42-5177(留萌海上保安部)、0134-32-1177(小樽海上保安部)

備 考 留萌海上保安部及び小樽海上保安部のインターネット・ホームページによる焼尻島灯台の気象状況 (風向、風速、気圧)の提供も一時業務休止します。

出 所 第一管区海上保安本部交通部

2 3 号 -6- 2 3 号

16年226項 海洋速報

平成16年6月1日~15日の観測による北海道周辺の海流概況は別紙のとおりである。

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部

お知らせ

【船舶保安情報の通報について】

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船 / 外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。) に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。(したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。)

通報の時機はいつですか?

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか?

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。 (詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。)

その他、通報の方法はどうなっていますか?

- * 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- * 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか?

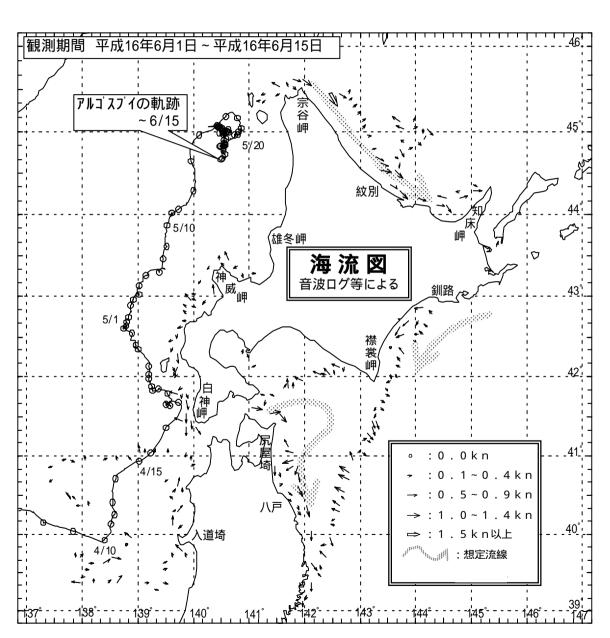
* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。 (詳しくは最寄りの管区海上保安本部まで お問い合わせください。)

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安 措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。 従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、 入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ(http://www.kaiho.mlit.go.jp/)からダウンロードすることができます。

一管区海洋速報



平成16年11号(6月17日発行) 第一管区海上保安本部

海 況

表面水温9 台の親潮系水が襟裳岬の南東約80海里付近まで達している。

津軽暖流は東経142度30分付近まで張り出した後、南下している。

資料出所

漁業情報サービスセンター

NOAA

北海道函館水産試験場

北海道中央水産試験場

北海道釧路水産試験場

北海道稚内水産試験場

気象庁

防衛庁

海上保安庁

第一管区海上保安本部

海洋情報部海洋調査課

問い合わせ先

TEL 0134-27-0118 (内線2536)

E-mail kaisyo1@jodc.go.jp

